

店舗の名称	店舗の所在地
-------	--------

## 1. 店舗の管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者

NO	薬剤師・登録販売者の別	要指導医薬品の販売等に従事する薬剤師	第1類医薬品の販売等に従事する薬剤師	第2,3類医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者	管理者・その他の別	氏名	住所	週当たり勤務時間数(時間)	薬剤師名簿登録番号又は販売従事登録番号	薬剤師名簿登録年月日又は販売従事登録年月日
		該当する者に○をつける								
1	薬剤師 / 登販				管理者					
2	薬剤師 / 登販				その他					
3	薬剤師 / 登販				その他					
4	薬剤師 / 登販				その他					
5	薬剤師 / 登販				その他					
6	薬剤師 / 登販				その他					
7	薬剤師 / 登販				その他					
8	薬剤師 / 登販				その他					
9	薬剤師 / 登販				その他					
10	薬剤師 / 登販				その他					

## 2. 指針、手順書等

体制省令の規定により策定又は整備された指針、手順書、事故報告体制など、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務を行う体制を示す書類を提示すること。

項目	実施の確認
1 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供及び指導を行うための体制	
2 要指導医薬品に関する情報提供及び指導並びに一般用医薬品（指定濫用防止医薬品を販売し、若しくは授与する場合には指定濫用防止医薬品を含む。）に関する情報提供その他の要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与の業務（要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。）に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修（特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む。）の実施	
3 従事者から店舗販売業者への事故報告体制	
4 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定	
5 要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施（指定濫用防止医薬品の販売又は授与にあっては、指定濫用防止医薬品販売等手順書の作成及び当該指定濫用防止医薬品販売等手順書に基づく業務の実施を含む。）	
6 要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施	

## 3. 勤務時間の総和

	項目	時間
1	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間の総和	
2	要指導医薬品又は第1類医薬品の販売等に従事する薬剤師の週当たりの勤務時間の総和	

## 4. 店舗の通常の営業日及び営業時間

	曜日	時間帯（記載例 9:00～19:00）							週当たりの 時間総和
		月	火	水	木	金	土	日	
a	営業時間								(店舗が開店している時間 + 特定販売のみを行う時間)
b	開店時間								(店舗が開店している時間)
c	要指導医薬品又は一般用医薬品 を販売等する開店時間								
d	要指導医薬品又は第1類医薬品 を販売等する開店時間								
e	要指導医薬品を 販売等する開店時間								
f	第1類医薬品を 販売等する開店時間								

a > bの場合は ①要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する営業時間は、常時当該店舗において薬剤師が勤務していることを確認すること。

②第2類医薬品又は第3類医薬品を販売する営業時間は、常時当該店舗において薬剤師又は登録販売者が勤務していることを確認すること。

③開店時間の1週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜（午後10時から午前5時まで）以外の開店時間の1週間の総和が15時間以上である